

ID: 1540

担当部署: 税務課

処分の概要	分担金等の督促		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第231条の3第1項の規定による。 (督促、滞納処分等) 第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日